

長期収載品の選定療養費

令和8年6月1日現在

- ・後発医薬品（ジェネリック医薬品）があるお薬で、先発医薬品の処方を希望される場合は、選定療養費として特別の料金をお支払いいただきます。

（選定療養費の対象）

- ・院内処方（入院患者さんは除く）
- ・院外処方

（選定療養費の対象となる医薬品）

- ・後発医薬品が発売され、5年以上経過した先発医薬品
- ・後発医薬品への置換え率が50%以上の先発医薬品

（自己負担額）

- ・先発医薬品の薬価と、後発医薬品で一番高い薬価の価格差から2分の1

特別の料金の計算方法

先発医薬品と後発医薬品の価格差の2分の1相当を特別の料金としてお支払いいただきます。
例えば、先発医薬品の価格が1錠100円、後発医薬品の価格が1錠60円の場合、差額40円の2分の1である20円を、通常の1～3割の患者負担とは別にお支払いいただきます。

先発医薬品
※医療上の必要性がある場合

保険給付

患者負担

後発医薬品

保険給付

患者負担

先発医薬品と
後発医薬品の価格差

価格差の1/2相当

先発医薬品
※患者が希望する場合

保険給付

患者負担

特別の
料金

患者負担の総額

- ※「特別の料金」は課税対象であるため、消費税分を加えてお支払いいただきます。
- ※端数処理の関係などで特別の料金が2分の1ちょうどにならない場合もあります。詳しくは厚生労働省HPをご覧ください。
- ※後発医薬品がいくつか存在する場合は、薬価が一番高い後発医薬品との価格差で計算します。
- ※薬剤料以外の費用（診療・調剤の費用）はこれまでと変わりません。